

平成 28 年度施策評価における一次政策評価の実施方針【教育委員会】

1 趣旨

北海道政策評価条例（平成 14 年北海道条例第 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、北海道教育委員会が行う平成 28 年度施策評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 平成 28 年度政策評価基本方針第 2 の 1 (5) の規定により、施策評価を実施する。
- (2) 施策評価に当たっては、北海道総合計画（以下「総合計画」という。）を起点とした施策推進体系に沿って北海道教育推進計画（改定版）や重点戦略計画などに関連する施策と一体的に推進管理を行うとともに、限られた行財政資源の最大限の活用と施策目標の実現を図るため、目標・指標などの具体の根拠に基づき、施策の点検・検証を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにする。

3 評価の対象

総合計画を起点とした施策推進体系に沿って整理した施策とする。

4 評価の単位

目標管理型行政運営システム実施要綱に基づき、総合計画を起点とした施策推進体系に沿って整理され、各課ごとに運用される施策を単位とする。

5 評価の視点

- (1) 施策目標の達成状況
施策目標の達成状況や達成する上での課題など、道政上の課題への対応に留意する。
- (2) 施策間の連携状況等
関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による協働の推進など、行政サービスの質の維持向上への対応に留意する。
- (3) 施策の緊急性、優先性
社会経済情勢を踏まえた、教育行政上の緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応など、情勢の変化に留意する。

6 評価の時点

評価の時点は、中間評価とし、平成 28 年 8 月 1 日現在の進捗状況に基づき評価を実施する。

7 評価の実施方法

- (1) 本庁各課・参事（以下「各課」という。）は、施策評価調書（別紙様式）を作成し、8 月 17 日までに教育政策課に提出する。
- (2) 教育政策課は、各課が作成した調書を取りまとめ、8 月 31 日までに知事（総合政策部政策局計画推進課）に提出する。

8 外部意見の反映

評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するなど、外部意見の活用に努めるものとする。

9 評価結果の反映

評価の結果については、総合計画、北海道教育推進計画（改定版）、重点戦略計画など関連する計画及び新・北海道ビジョン推進方針の推進管理並びに重点政策の展開並びに予算の編成及び執行並びに組織及び機構の整備等に適切に反映させるものとする。

10 評価に関する情報の公表

評価に関する情報（評価調書、評価の結果等）については、縦覧及び配付用資料の配付など、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努める。

11 政策評価の充実

P D C Aサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの強化に向けて、政策評価制度の改善・充実に努めるとともに、政策評価に関する研修機会の確保など職員の資質の向上に努める。

12 道民参加の推進

（１）評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるように努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努める。

（２）道民の意見の政策評価への反映状況については、適時に公表する。

13 留意事項

（１）評価調書の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とすること。

（２）評価に当たっては、施策を構成する事務事業の評価と連動した評価を行うこと。

（３）評価に当たっては、企画・予算・組織を所管する課が連携を強化して実施すること。

14 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。